

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査資料 8

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

I 調査趣旨

提案募集方式により改正された制度等が地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)で利活用されているかを定量的に把握する。

II 調査期間・調査方法

【調査期間】 令和5年11月～令和6年1月

【調査方法】 総務省「調査・照会(一斉調査)システム」により地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)に調査票を送付

III 調査項目

(1) 新規に調査対象とする項目:「住民サービス」の向上の観点から重要な提案を選定

【医療・福祉分野】

- ①へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和及び明確化(H29年管理番号279及びR1年管理番号37)
- ②救急隊編成基準の特例拡大(H27年管理番号328)
- ③介護保険負担限度額認定証の認定期間の見直し(R3年管理番号31)

【子育て】

- ④保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について(H30年管理番号228)
- ⑤共同保育の実施可能日の適用拡大(H30年管理番号211)

【防災】

- ⑥罹災証明に係る一連の手続き・制度の見直し(H29年管理番号108)
- ⑦地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外(H29年管理番号281)

【まちづくり】

- ⑧コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化(H29年管理番号96)
- ⑨空き家の利活用における旅館業法の規制緩和(H27年管理番号5)

(2) 過去に調査を行った提案の追跡調査:平成30年度調査の調査項目より選定

- ⑩保育士定数の算定対象を准看護師まで拡大(H26年管理番号372)
- ⑪ひとり親への高等職業訓練促進給付金の支援対象期間の拡大(H27年管理番号222)
- ⑫健康保険の被保険者資格喪失後の療養費の保険者間調整の導入(H26年管理番号219、348)
- ⑬工場立地法における緑地面積率等の準則制定権の町村への移譲(H27年管理番号106)

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

IV 調査結果の概要

項目名	制度見直しの概要	照会対象・ 回答率 (回答団体数)	制度改革の 認知度	制度改革の 活用状況
①へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和及び明確化	医師が不足している地域等における診療所の管理者について、都道府県等の許可により、他診療所との兼務が可能であること、また、常勤でなくとも管理者と認められることが明確化された。	都道府県・ 保健所設置市・ 特別区 93.6% (147/157)	95.2% (140/147)	24.5% (36/147)
②救急隊編成基準の特例拡大	過疎地域等において、市町村が救急業務の適切な実施を図るための計画を定めた場合に、救急隊は、救急自動車1台並びに救急隊員2人以上及び准救急隊員1人以上をもって編成できることとなった。	離島やへき地等が あると回答した 市町村 431団体	62.4% (269/431)	0.5% (2/431)
③介護保険負担限度額認定証の認定期間の見直し	介護保険負担限度額認定証の有効期限を1年間としていたところ、預貯金額や世帯構成等に大きな変動がないことが見込まれる場合には、有効期限を2年間とすることが可能であることが明確化された。	市区町村 65.1% (1,133/1,741)	68.3% (774/1,133)	2.0% (23/1,133)
④保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	事業所内保育事業については、地域の実情に応じて、満3歳以上の受け入れが可能であることが明確化された。また、定員20名以上の保育所型事業所内保育事業については、満3歳以上の児童を受け入れている場合には連携施設の確保を不要とした。	事業所内保育事 業を行っている と回答した 市区町村 269団体	【満3歳以上の受入】 90.0% (242/269)	19.3% (52/269)
			【連携施設の確保不要】 70.6% (190/269)	3.7% (10/269)

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

項目名	制度見直しの概要	照会対象・ 回答率 (回答団体数)	制度改革の 認知度	制度改革の 活用状況
⑤共同保育の実施可能日の適用拡大	共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施可能であることが明確化された。	市区町村 65.2% (1,136/1,741)	61.3% (696/1,136)	11.6% (132/1,136)
⑥罹災証明に係る一連の手続き・制度の見直し	住家の被害認定調査において、航空写真等の活用を可能とした。	市区町村 65.1% (1,133/1,741)	82.1% (930/1,133)	61.2% (398/650※) ※被害認定を実施したと回答した団体数
⑦地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外	災害ボランティアツアーについては、参加者が把握されているなど一定の条件を満たす場合、旅行業の登録を受けずにツアーを催行することを可能とした。	都道府県・ 市区町村 65.8% (1,177/1,788)	24.6% (290/1,177)	1.4% (17/1,177)
⑧コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	地域公共交通会議等で認められた一定の路線バス停留所については、コミュニティバス等の停留所としても利用可能であることが明確化された。	市区町村 65.1% (1,134/1,741)	58.0% (658/1,134)	28.0% (317/1,134)
⑨空き家の利活用における旅館業法の規制緩和	移住希望者への空き家物件の短期賃貸については、一定の条件を満たす場合は旅館業法の適用外とした。	都道府県・ 市区町村 66.1% (1,182/1,788)	33.9% (401/1,182)	4.1% (49/1,182)

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

項目名	制度見直しの概要	照会対象・ 回答率 (回答団体数)	制度改革の 活用状況
⑩保育士定数の算定対象を 准看護師まで拡大	保育所等における保育士定数について、准看護師を算入することを可能とした。	市区町村 65.0% (1,132/1,741)	24.1% (<u>273</u> /1,132)
⑪ひとり親への高等職業訓 練促進給付金の支給対象 期間の拡大	高等職業訓練促進給付金の支給期間を2年から3年に延長した。 ※現行は4年まで拡大	都道府県・ 市・福祉事務所 設置町村 79.9% (708/886)	71.2% (504/708)
⑫健康保険の被保険者資格 喪失後の療養費の保険者 間調整の導入	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の受領について委任を行うことで、現保険者から旧保険者に直接支払う事務処理(保険者間調整)を可能とした。	市区町村 64.9% (1,130/1,741)	84.2% (<u>952</u> /1,130)
⑬工場立地法における緑地 面積率の準則制定権の町 村への移譲	工場の緑地面積率等について、国が定める準則に代えて、町村区域において適用すべき準則を定めることができる権限を都道府県から町村に移譲した。	町村 50.9% (471/926)	18.9% (<u>89</u> /471)

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

V 調査項目(1)の調査結果(各論)

①へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和及び明確化

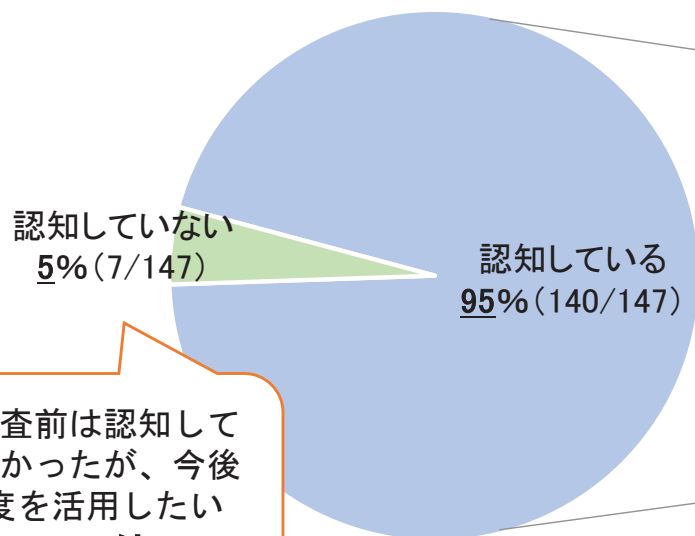
- 認知度は、保健所を設置している自治体の9割以上。都道府県(100%)、保健所設置市(92.7%)、特別区(94.4%)と、地方公共団体の種別に関係なく幅広く認知されている。約3割の自治体が認知度向上の取組を行っている。
- へき地診療所を対象としている制度の性質上、制度を活用している自治体は3割未満であった(都道府県23団体、保健所設置市12団体、特別区1団体)。
- 制度を活用していない自治体の約7割が「活用を希望する事業者がない」と回答。
- 制度を活用した自治体の9割以上が「へき地等における診療所の開設・維持が可能となり、住民の生活の質が向上した」と回答し、診療所の管理者の確保が困難であるへき地等においては、制度が有効に活用されていると考えられる。

【制度改革の認知度】

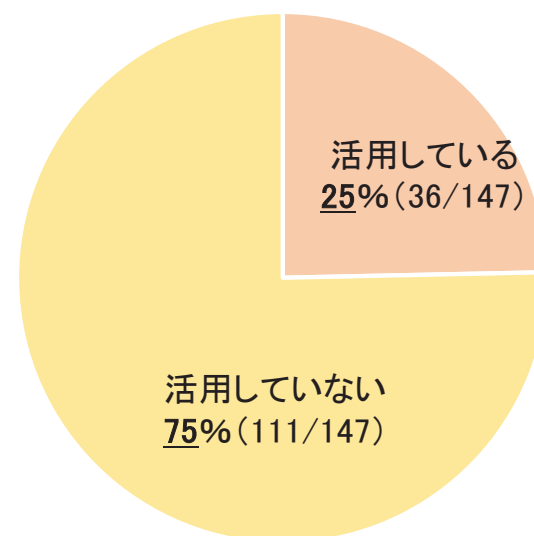
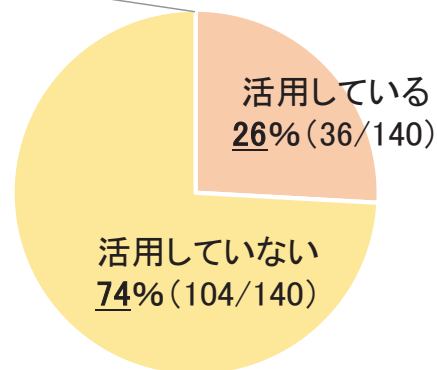
※有効回答団体:147団体

【制度改革の活用度】

※有効回答団体:147団体



※制度改革を認知していると回答した団体:140団体



本調査前は認知していなかったが、今後制度を活用したい
2団体

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

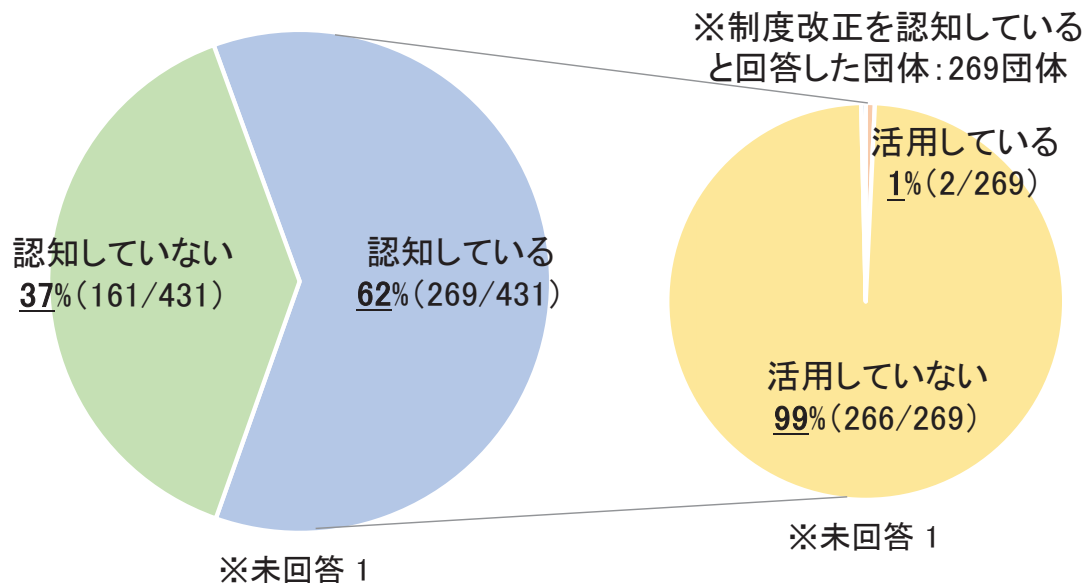
(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

②救急隊編成基準の特例拡大

- 認知度は、特例対象地域(注1)を有する市町村の約6割。市(84.2%)→町(43.4%)→村(26.5%)と自治体の規模が小さくなるにつれて認知度が低くなっていく傾向。
- 制度を活用している自治体は1割未満。
- 制度を活用した自治体からは、「救急隊が配置できない地域や時間帯が減少した」といった効果が報告された。
- 制度を活用していない自治体の8割以上が「活用する必要がない(過疎地域や離島地域における救急隊員不足が発生していない等)」と回答した。
- なお、本調査により特例措置を新たに認知した自治体の約4割が、「今後この制度を活用してみたいと思う」と回答した。

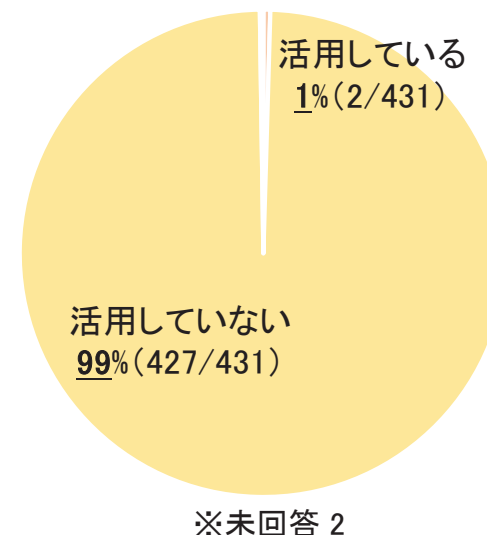
【制度改革の認知度】

※特例対象地域(注1)があると回答した団体:431団体



【制度改革の活用度】

※特例対象地域(注1)があると回答した団体:431団体



注1) 離島振興法第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、奄美群島開発特別措置法第1条に規定する奄美群島の区域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島の区域、沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島の区域及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

③介護保険負担限度額認定証の認定期間の見直し

- 認知度は、市区町村全体の約7割。市(81.5%)→区(100%)→町(53.9%)→村(26.6%)と自治体の規模が小さくなるにつれて認知度が低くなっていく傾向。
- 制度を活用している自治体は全体として1割未満だが、規模の小さい自治体の活用率が相対的に高い。(市2.1%、町4.2%、村14.3%)
- 制度を活用した自治体の約8割が「被保険者や家族の負担が軽減」、約7割が「市区町村の負担が軽減」されたと回答した。
- なお、本調査により特例措置を新たに認知した自治体の約4割が、「今後この制度を活用してみたいと思う」と回答した。

【制度改革の認知度】

※有効回答団体数:1,133団体

認知していない
32%(359/1,133)

認知している
68%(774/1,133)

本調査前は認知していなかったが、今後制度を活用したい
140団体

【制度改革の活用度】

※有効回答団体:1,133団体

※制度改革を認知していると回答した団体:774団体

活用している
3%(23/774)

活用していない
97%(750/774)

※未回答 1

活用している
2%(23/1,133)

活用していない
98%(1,109/1,133)

※未回答 1

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

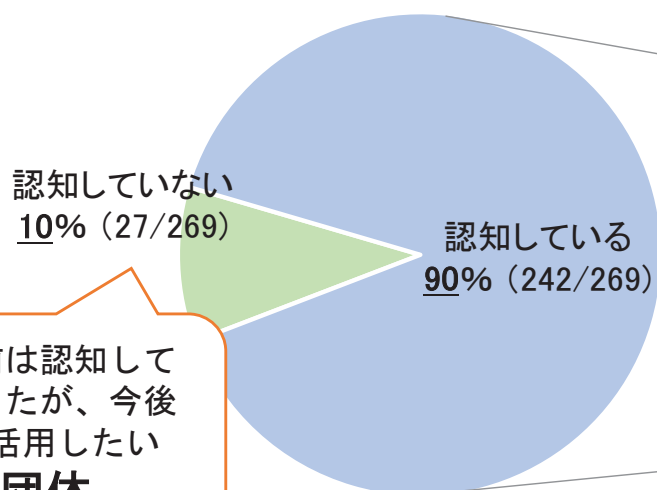
④保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について

(i) 事業所内保育事業の満3歳以上の受け入れについて

- 認知度は、事業所内保育事業を行っている自治体の約9割。市(92.3%)、区(100%)、町(74.4%)、村(100%)と、自治体の規模に関係なく広く認識されている。
- 制度を活用しているのは、事業所内保育事業を行っている自治体の約2割。
- 制度を活用していない自治体からは、その理由として「通常の認可保育所において満3歳以上の児童の受け入れが可能である等」との回答が7割以上を占めたほか、約半数の自治体が「制度を活用しようとする事業者がない」と回答した。
- 制度を活用した自治体からは、「待機児童の解消につながった」「転園を希望しない家庭の希望を叶えることができた」の回答がそれぞれ約6割を占めた。また、「就労者の職場復帰につながった」「兄弟で別の園に通う必要がなくなったため、保護者の負担減少につながった」といった回答も見られた。

【制度改革の認知度】

※事業所内保育事業を行っている
回答した団体:269団体

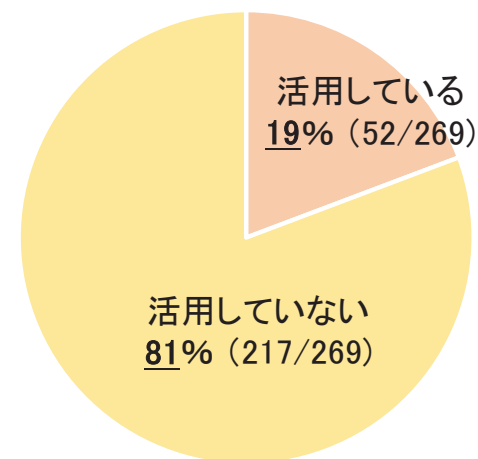
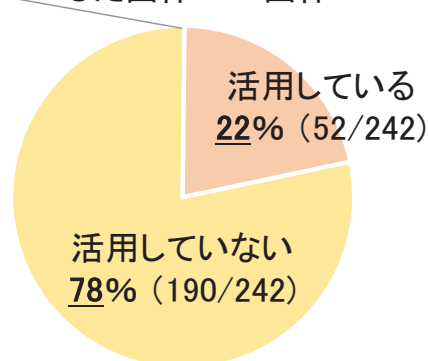


本調査前は認知していなかったが、今後制度を活用したい
5団体

【制度改革の活用度】

※事業所内保育事業を行っている
回答した団体:269団体

※制度改革を認知していると回答した団体:242団体



地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

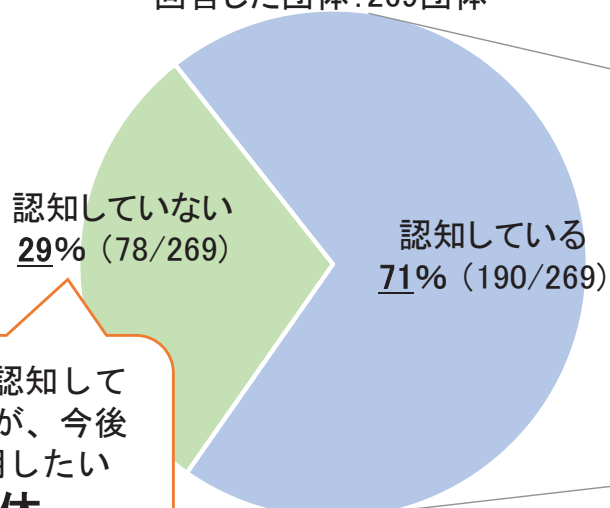
④ 保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について

(ii) 保育所型事業所内保育事業において連携施設の確保を不要とすることについて

- 認知度は、事業所内保育事業を行っている自治体の約7割。市(74.2%)、区・村(100%)、町(43.6%)と、自治体の規模に関係なく広く認識されている。
- 制度を活用しているのは、事業所内保育事業を行っている自治体の1割未満。
- 制度を活用していない自治体からは、その理由として「連携施設の確保が可能である等により活用の必要がない」との回答が5割近くを占めた。
- 制度を活用した自治体からは、「待機児童の解消につながった」との回答が4割を占めたほか、「連携施設確保に係る事務負担が軽減されたことなどにより、事業所内保育に参入する事業者が増えた」との回答が1割あった。

【制度改革の認知度】

※事業所内保育事業を行っている
回答した団体:269団体



※未回答 1

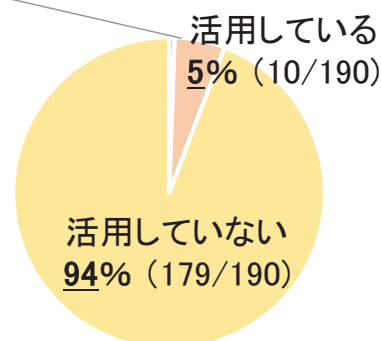
本調査前は認知していなかったが、今後制度を活用したい

10団体

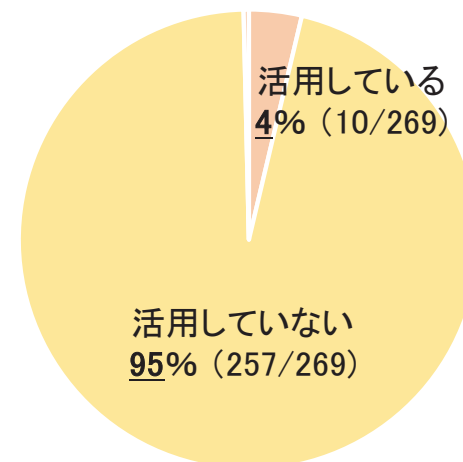
【制度改革の活用度】

※事業所内保育事業を行っている
回答した団体:269団体

※制度改革を認知していると
回答した団体:190団体



※未回答 1



※未回答 2

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

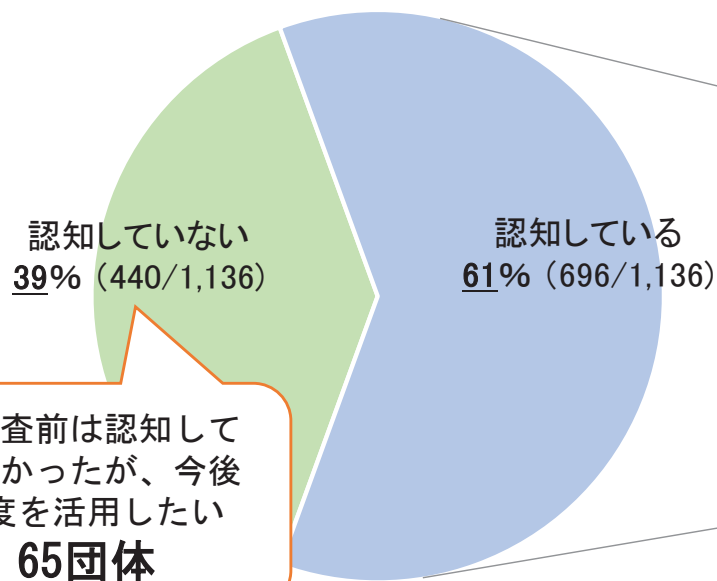
(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

⑤共同保育の実施可能日の適用拡大

- 認知度は約6割。市(74.1%)・区(77.8%)→町(46.0%)→村(30.4%)と、自治体の規模が小さくなるにつれて低くなっていく傾向。
- 制度を活用している自治体は約1割。
- 制度を活用していない自治体からは、その理由として「保育士等の確保が可能である等により、共同保育を実施しようとする保育所が存在しない」との回答が8割を超えた。
- 制度を活用した自治体の約6割が「休園日を設けることができるようになり、保育士等の負担が軽減された」、約3割が「年末年始等における保育サービスの提供が可能となった」と回答した。

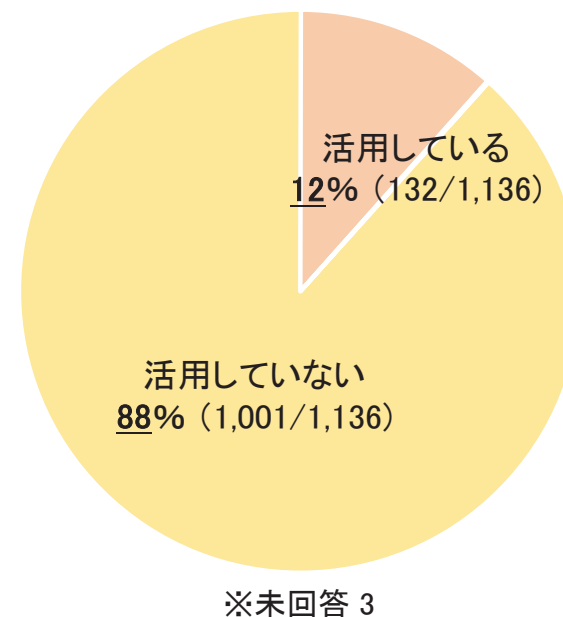
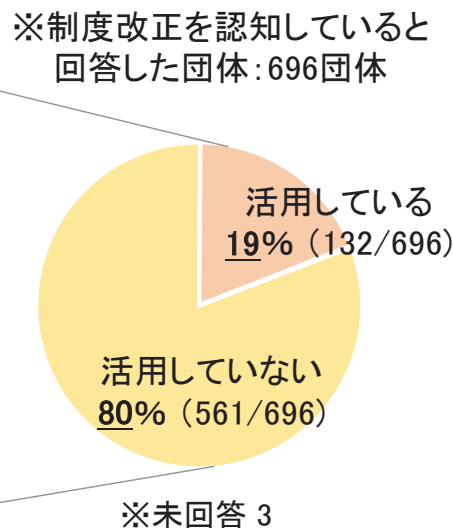
【制度改革の認知度】

※有効回答数:1,136団体



【制度改革の活用度】

※有効回答数:1,136団体



地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

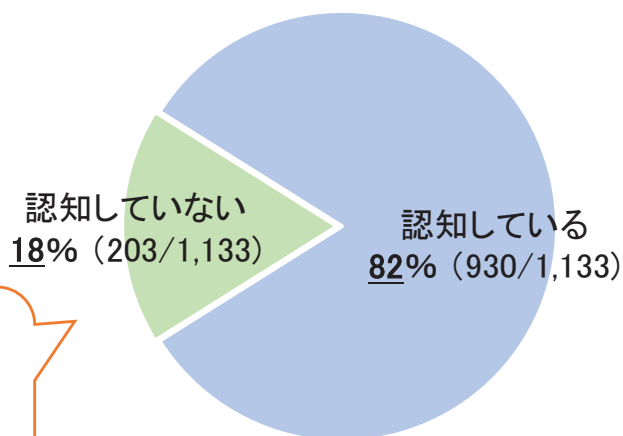
(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

⑥罹災証明に係る一連の手続き・制度の見直し

- 認知度は8割を超えるが、町(71.5%)→村(57.0%)と、自治体の規模が小さくなるにつれて低くなっていく傾向。
- 活用実績については、制度改革後に被害認定を実施したことのある自治体の6割を超え、被災経験のある自治体により広く活用されている。一方で、写真判定を活用する体制をあらかじめ整えている自治体の割合は約4割にとどまる。
- 写真判定を活用しなかった自治体については、その理由として「被害件数が少なく写真判定が必要なかった」をあげる自治体が7割を超え、より被害件数の多い災害発生時には活用される可能性があると考えられる。また、「現地調査を原則としている」との回答もあった。
- 認知度向上につながる取組を行っている自治体の割合が4割を超える。取組を行っていない自治体からは、その理由として「多忙」「どのような取組をすれば良いのか分からない」との回答がそれぞれ3割を超え、認知度向上の取組の必要性そのものは認めている自治体の割合が高かった。認知度向上の取組としては、「ホームページ等による周知」が最も多い。特徴ある取組として、「地域住民を被災者役とした罹災証明書発行訓練で周知」というものもあった。
- 活用実績のある自治体からは、「自治体職員の負担軽減」「罹災証明書の早期発行」の効果があったとの回答が多数(それぞれで8割以上)。「写真判定の活用により危険箇所への立入り回避が可能となった」との事例も報告された。

【制度改革の認知度】

※有効回答数:1,133団体

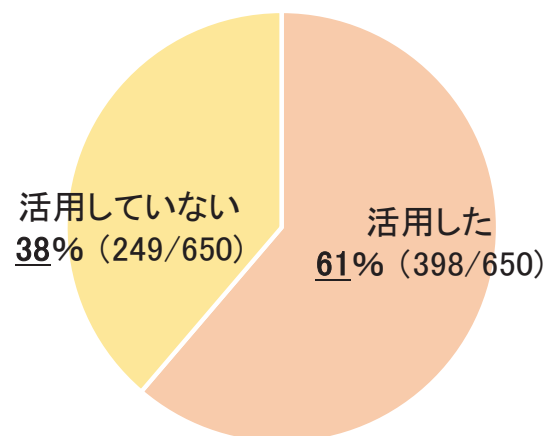


本調査前は認知していなかったが、今後制度を活用したい

156団体

【制度改革の活用度】

※被害認定を実施した団体:650団体



※未回答 3

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

⑦地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外

- 認知度は約3割。都道府県（74.5%）において高いが、市（27.0%）→町（15.7%）→村（11.4%）と自治体の規模が小さくなるにつれて低くなっていく傾向。
- 制度を活用している自治体は1割未満。
- 制度を活用していない自治体からは、その理由として「災害ボランティアツアーを実施したことがないため」が大多数を占めた。（「災害ボランティアツアーは社会福祉協議会が実施主体となっている」という自治体や、「新型コロナウイルスの影響により、最近では災害ボランティアツアーを実施できていない」という自治体もあった。）一方で、「特例措置の適用条件が厳格」を理由にあげる自治体はあまり無かった（2.6%）。
- 特例措置が、大規模災害に際して自治体が災害ボランティアツアーを企画・運営するという限られた場合を想定したものであることが、活用実績が低調な要因と推測される。
- 特例措置を活用した自治体からは、「災害ボランティアツアーを迅速に実施できるようになり、被災地の迅速な復旧支援が可能となった」との声が多くあった。

【制度改革の認知度】

※有効回答数:1,177団体

認知していない
75% (887/1,177)

認知している
25% (290/1,177)

本調査前は認知していなかったが、今後制度を活用したい
268団体

※制度改革を認知していると回答した団体:290団体

活用している
6% (17/290)

活用していない
93% (271/290)

※未回答 2

【制度改革の活用度】

※有効回答数:1,177団体

活用している
1% (17/1,177)

活用していない
98% (1,158/1,177)

※未回答 2

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

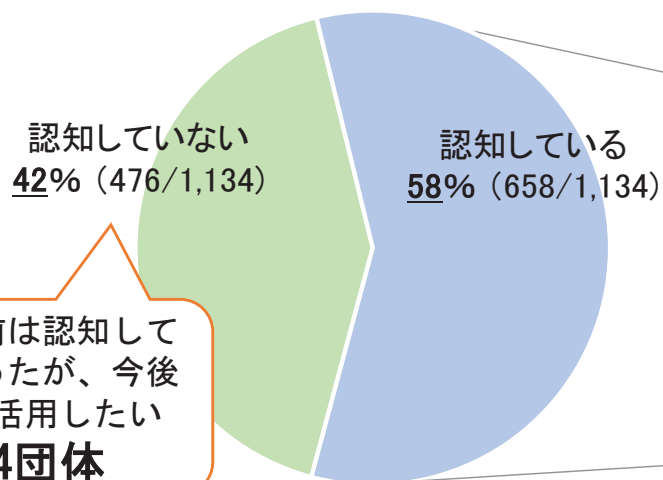
(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

⑧コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化

- 認知度は約6割。市(65.0%)・区(77.8%)→町(48.9%)→村(43.0%)と自治体の規模が小さくなるにつれて低くなっていく傾向。
- 制度を活用している自治体は約3割。市・区においては約3割、町・村においては約2割となった。
- 制度を活用していない自治体からは、その理由として「コミュニティバスを運行していない」「コミュニティバスがデマンド運行であるため停留所を使わない」など、制度活用の必要がないといった内容が多数を占めた。一方で、「制度の適用条件が厳格」を理由にあげる自治体は約6%と低い割合であり、制度活用を希望する自治体の多くは、実際に活用できていると推測される。
- 制度を活用している自治体からは、「利用者にとってバス停がわかりやすくなった。既存の路線バスの待合所や屋根も兼用できるため利便性が向上した」「自治体にとっても新たにバス停や待合所等を設置・管理する必要がなくなったため経費削減につながった」といった声も多くあり、制度改革によって、利用者と自治体双方へのメリットにつながったと考えられる。

【制度改革の認知度】

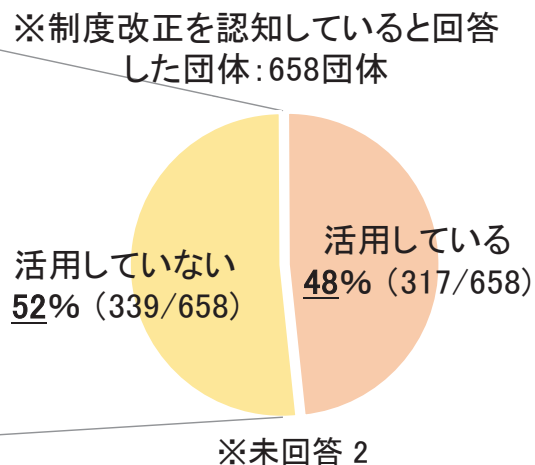
※有効回答数:1,134団体



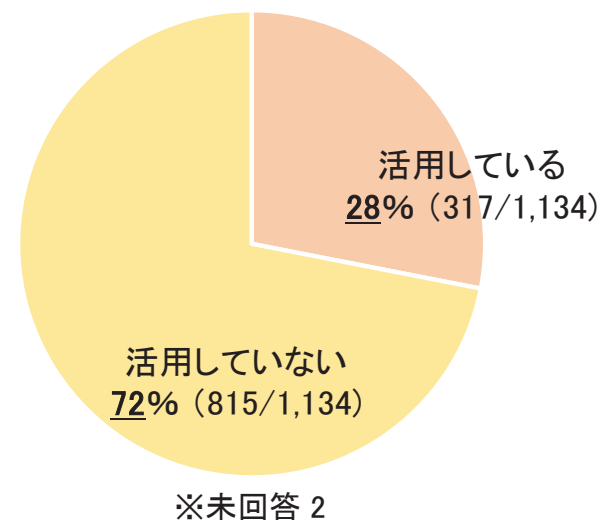
本調査前は認知していなかったが、今後制度を活用したい
214団体

【制度改革の活用度】

※有効回答数:1,134団体



※未回答 2



※未回答 2

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

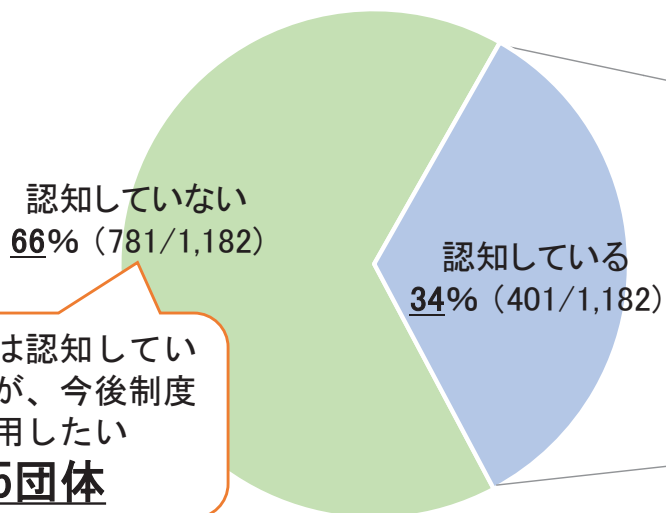
(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

⑨空き家の利活用における旅館業法の規制緩和

- 認知度は約3割。都道府県における認知度は約8割と高いが、自治体の規模が小さくなるにつれて低くなる傾向。
- 制度を活用している自治体は1割未満。
- 制度を活用していない自治体の約4割が「移住希望者に空き家物件に短期居住してもらう必要性を感じていない」と回答した。具体的には、活用可能な空き家物件を所有していないこと、空き家活用や移住に関する要望や相談がないこと、既存の移住支援事業や民間宿泊施設の活用により対応していること等があげられた。一方、「適用条件が厳格」であることを理由として回答した自治体も一定割合（制度を活用していない自治体の約1割）存在する。
- 制度活用の効果については、制度を活用している自治体の約8割が「お試し居住の希望者が増えた」と回答した。また、特に小規模の自治体からは「お試し居住のために空き家を提供する家主が増えた」ことが多く回答された（制度を活用している村の約7割）。その他の効果として、地元住民との交流による地域活性化や、中古住宅（空き家）の購入・移住につながったとの回答があった。

【制度改革の認知度】

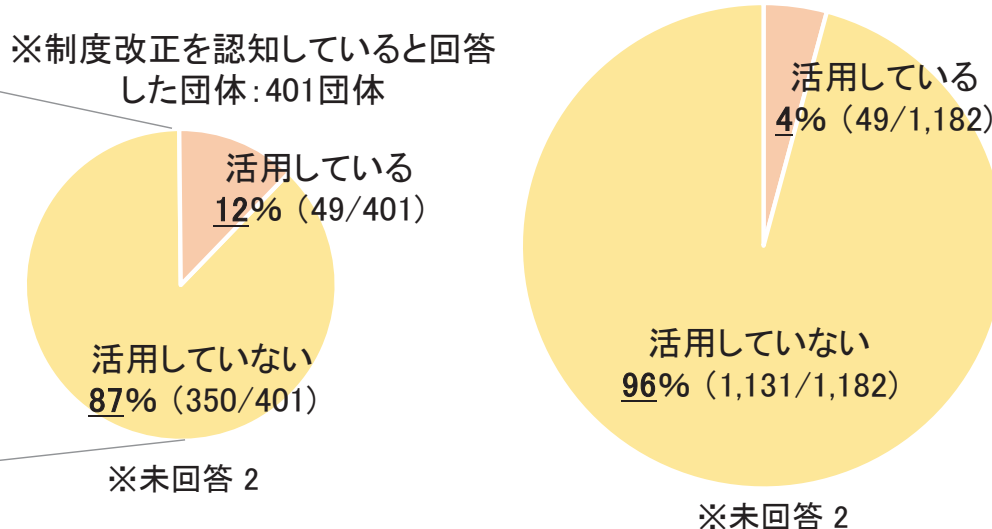
※有効回答数：1,182団体



本調査前は認知していなかったが、今後制度を活用したい
205団体

【制度改革の活用度】

※有効回答数：1,182団体



※未回答 2

注1) 旅館業法の許可権限を持つのは都道府県、保健所設置市及び特別区の157団体(令和6年5月現在)

注2) 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)」に基づき厚生労働省が通知した旅館業法の運用(「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について(平成28年3月31日付厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)」)の認知度及び活用度を調査するため、旅館業法の許可権限の有無にかかわらず、空き家物件への対策を実施する行政団体として、すべての都道府県及び市区町村(全1,788団体)を対象にアンケートを行い、1,182団体より回答があったもの。

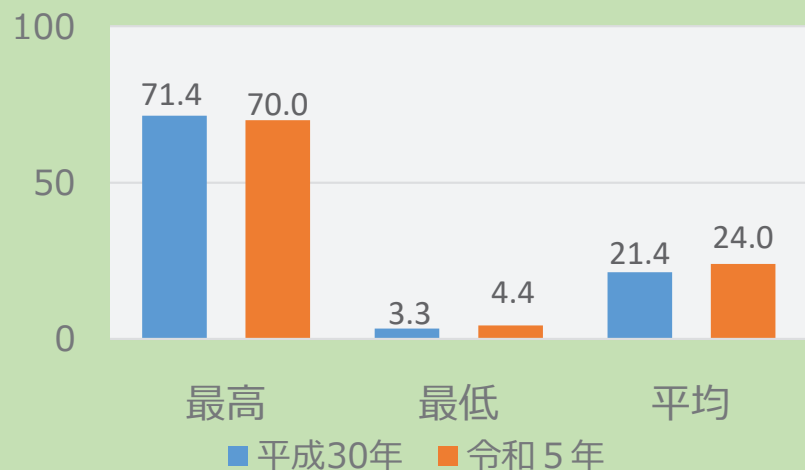
地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

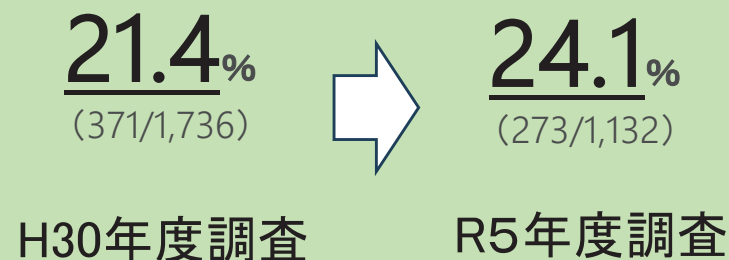
VI 調査項目(2)の調査結果(各論)

⑩保育士定数の算定対象を准看護師まで拡大

都道府県別 活用市区町村割合



制度改革の活用状況

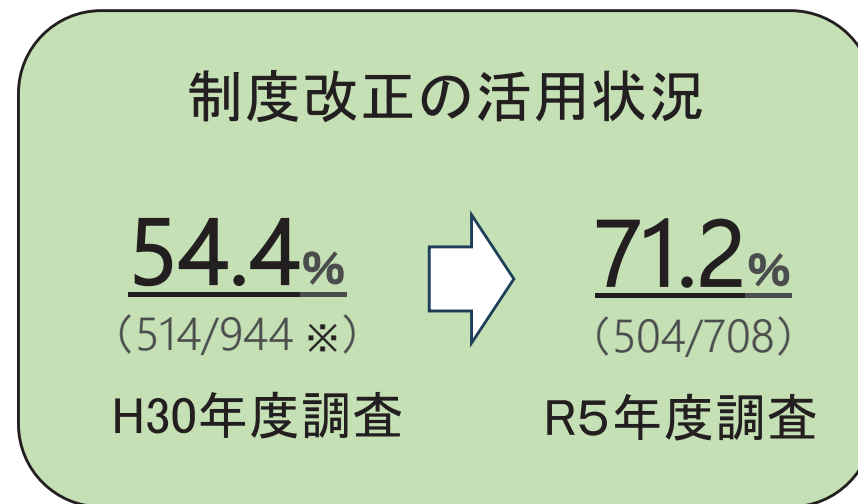
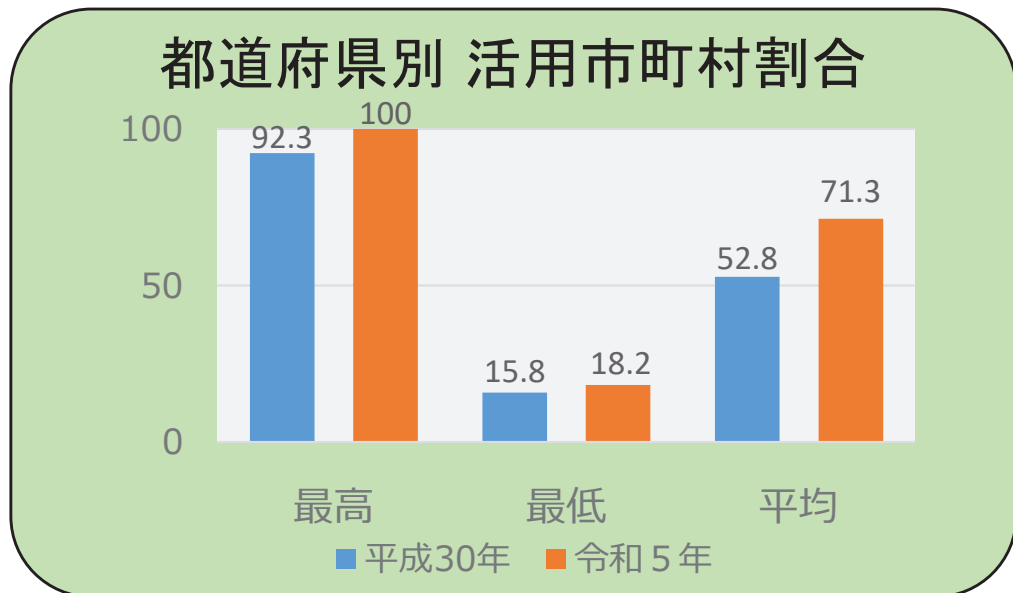


- 自治体の活用率は平成30年度調査時に比べて微増(21.4%→24.1%)。市(34.6%)→区(5.6%)・町(11.8%)・村(5.1%)となっており、規模が小さい自治体では活用率が低くなる傾向。
- 平成30年度、令和5年度ともに、活用率が最も高い都道府県では活用率が70%を超えている一方で、活用率が最も低い都道府県では5%未満。
- 制度を活用した自治体の約7割が「保育園児の健康管理が進み、保育の質が向上した」と回答し、約4割が「待機児童の解消につながった」「准看護師の就職の選択肢が広がり、人材の有効活用につながった」と回答した。
- 制度を活用していない自治体のうち「特例を知らなかった」と回答したのは2割未満であり、「事業所から特例の適用を受ける申請がない」との回答が約4割、「市町村の判断により特例を活用していない」との回答が約3割あった。看護人材の不足を理由とする自治体も複数あった。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

⑪ひとり親への高等職業訓練促進給付金の支援対象期間の拡大



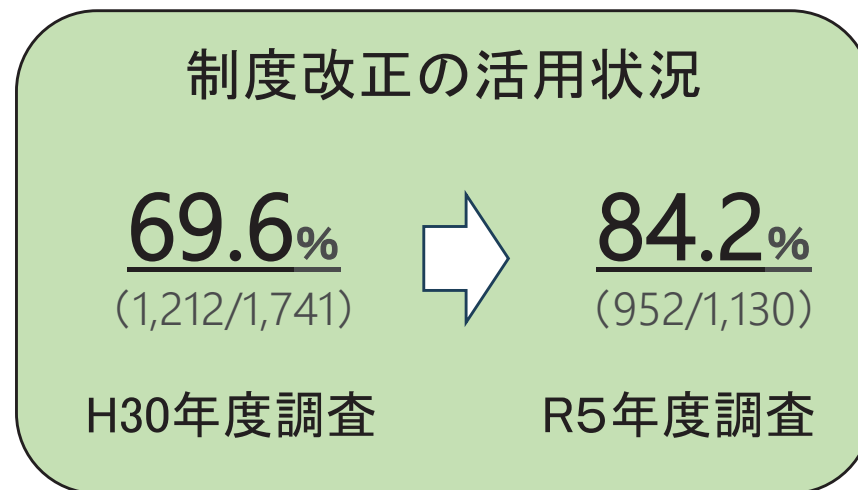
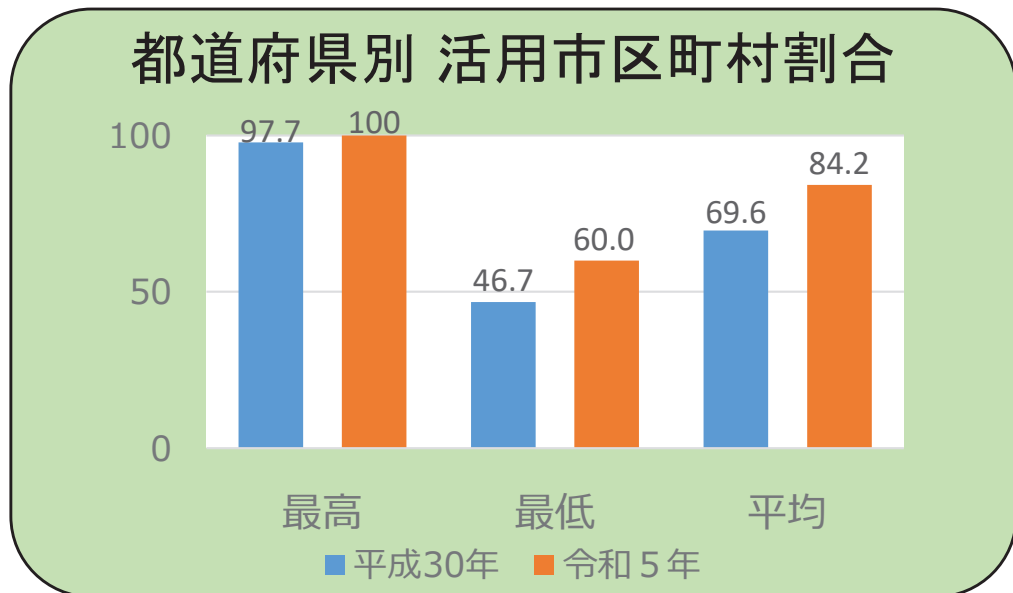
※H30年度調査では、特別区及び福祉事務所を設置していない町村から提出のあった回答も集計に含めている。

- 支給期間2年を超えて高等職業訓練促進給付金を支給した実績のある自治体の割合は平成30年度調査時よりも上昇(54.4%→71.2%)。都道府県(83.0%)→市(72.6%)→町(9.5%)・村(0%)と、規模が小さい自治体では活用率が低くなっている。
- 認知度向上につながる取組を行っている自治体の割合は約9割。「ホームページやSNSなどデジタル媒体による周知」や「個別の相談や問い合わせの機会を利用した周知」を行っている自治体が多い。
- 支給実績のない自治体からは、その理由として、町村からは「高等職業訓練促進給付金の支給事務を行っていない」が多くあげられていたほか、都道府県及び市町村からは「周知は行っているが、申請者がいない」「既に就職しているひとり親が多いため」といった回答が複数見られた。
- 制度活用の効果については、支給実績のある自治体の半数以上が「ひとり親の方の就業増加につながった」「給付対象ではなかったひとり親への給付が可能となった」と回答した。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

⑫健康保険の被保険者資格喪失後の療養費の保険者間調整の導入

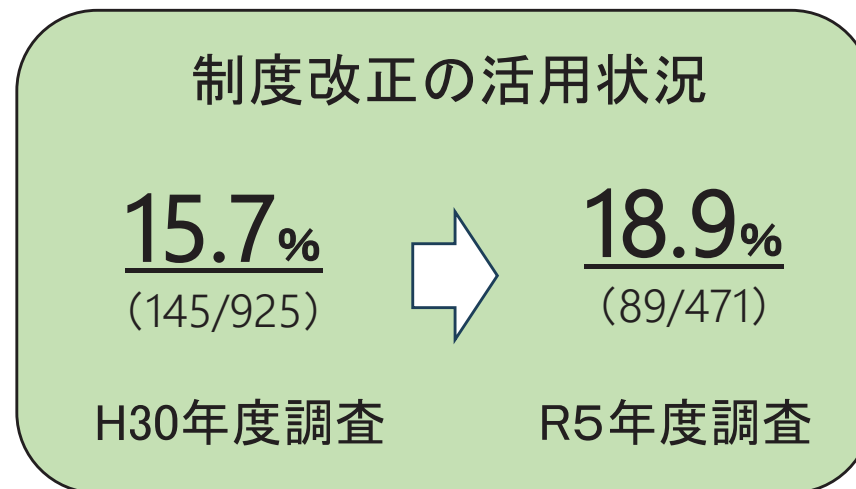
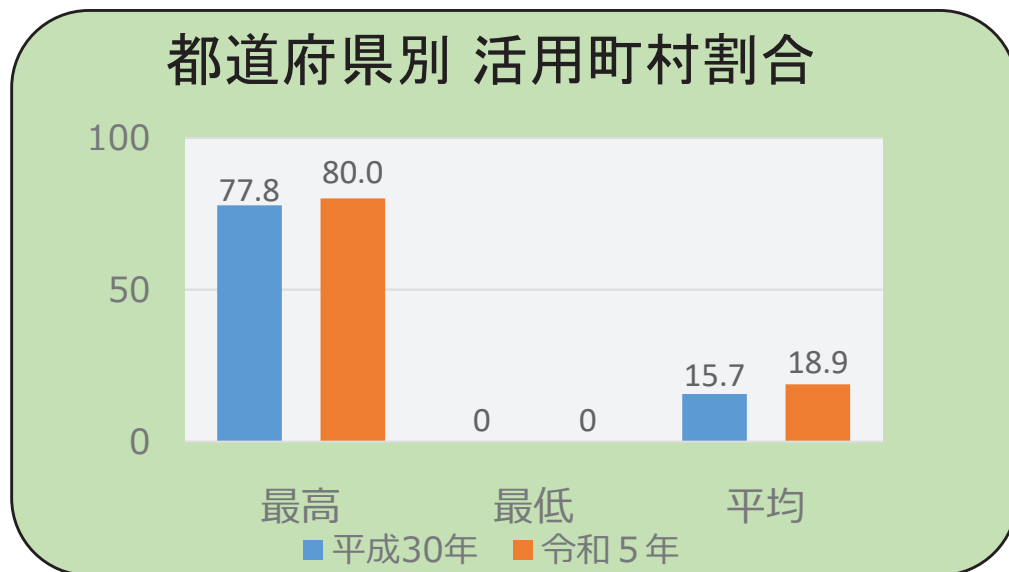


- 保険者間調整を行った自治体の割合は平成30年度調査時よりも上昇（69.6%→84.2%）。市が96.1%、区が88.9%、町が71.1%、村が51.9%。活用率がもっとも低い都道府県でも6割の市町村が活用しており、地域による活用率のばらつきが小さい。
- 認知度向上につながる取組を行っている自治体の割合は約5割。「個別の相談や問い合わせの機会を利用した周知」を行っている自治体が多い（取組を行っている自治体の約8割）。取組を行っていない自治体の約半数が「行政職員が認知していれば十分と考える」と回答。
- 保険者間調整導入の効果については、「被保険者が療養費を一時的に立て替え払いする必要がなくなり、被保険者の利便性が向上した」の回答が最も多く（保険者間調整を行った自治体の約9割）、次いで「返還金債権の回収が容易になった」との回答が多く挙げられた（保険者間調整を行った自治体の約8割）。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和5年度実施)

⑬工場立地法における緑地面積率等の準則制定権の町村への移譲



- 自治体の活用率は平成30年度調査時よりも微増（15.7%→18.9%）。町が21.4%、村が6.4%となっており、規模が小さい自治体では活用率が低くなる傾向。
- 平成30年度、令和5年度ともに、最も活用率が高い都道府県では活用率が8割程度である。一方で、活用率が最も低い都道府県では回答した町村すべてが活用していない。
- 条例を制定した自治体の約7割が「工場敷地内に倉庫等の新たな施設を建てるのが可能となった」と回答しており、土地利用制限の緩和により既存企業の転出防止に効果があったと考えられる。また、約2割が「企業誘致が進み、雇用の増加など地域が活性化した」と回答しており、新たな企業誘致など地域活性化の効果もあったと考えられる。
- 約3割の自治体が認知度向上の取組を行っており、ホームページ等によるほか、個別の相談や問い合わせの機会を利用した周知活動を行っている自治体の割合が高かった。